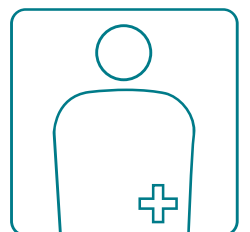
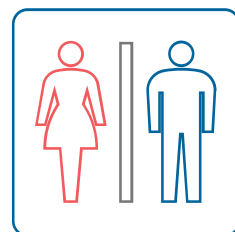
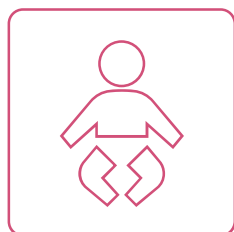
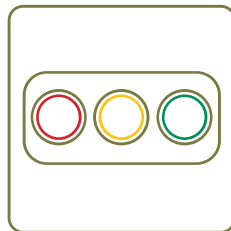
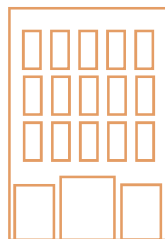
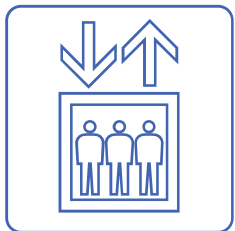
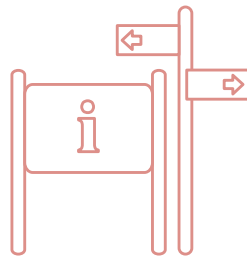
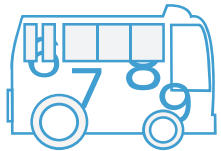


武蔵野市

バリアフリー基本構想





すべての人にやさしい ユニバーサルデザインの まちづくりをめざして

武蔵野市長 **邑上守正**

本市では、平成5年に策定された、武蔵野市第三期基本構想・長期計画で掲げたTWCC（すべての人にやさしいまちづくり）の理念に基づき、平成15年に武蔵野市交通バリアフリー基本構想を策定し、市内3駅を中心とした駅周辺のバリアフリー化に向けて、これまでさまざまな施策を実施してきました。平成18年には、これまでのハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）が施行され、対象者、対象施設、重点整備地区の拡充、協議会制度の法定化とともに、心のバリアフリーや情報提供などのソフト施策の充実が図られました。そこで、バリアフリー新法の施行や、交通バリアフリー基本構想が目標年次に達し、事業の評価や方針の見直しが必要になったことを踏まえ、交通バリアフリー基本構想を改定することとしました。

このバリアフリー基本構想の特徴は、鉄道駅、バス、道路、公園、建築物、信号機等のバリアフリー化について、各事業者の皆様にご協力をいただきながら、目標年次を定め、かつ具体的に事業内容を記載したことにあります。また、バリアフリー新法の施行により、新たに定められた利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進などの取組みのほか、公共サインや既存建築物のバリアフリー化の方針についても示しています。今後は、本構想に掲げる四つの原則を踏まえつつ、記載されたバリアフリー化に関する事業が着実に実施されることが求められます。

本構想の改定にあたり、検討を重ね、答申をいただいた、武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会委員の皆様をはじめ、本構想の改定にご協力いただいた各事業者の皆様、アンケート調査や、ヒアリングにご協力いただいた皆様、並びに市民意見としてご意見を寄せていただいた皆様に厚く御礼申し上げます。また、本構想の実現に向け、今後とも市民、事業者、関係団体等の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年4月



武蔵野市 バリアフリー基本構想

目 次

第1章 はじめに	1
1. 背景	1
2. 目的	2
3. 位置付け	2
4. 改定の手順	5
5. 武蔵野市の概況	8
第2章 基本的な考え方	11
1. 四つの原則	11
2. 基本的な方針	12
3. 個別方針（移動等円滑化に関する事項）	14
4. その他の事項	20
5. 目標年次	28
第3章 地域別構想	29
吉祥寺駅周辺地区	29
1. 吉祥寺駅周辺の現状	29
2. 基本的な方針	30
3. 重点整備地区の位置及び区域	31
4. 特定事業及びその他の事業	34
5. その他	48
三鷹駅周辺地区	49
1. 三鷹駅周辺の現状	49
2. 基本的な方針	49
3. 重点整備地区の位置及び区域	50
4. 特定事業及びその他の事業	53
5. その他	67
武蔵境駅周辺地区	68
1. 武蔵境駅周辺の現状	68
2. 基本的な方針	68
3. 重点整備地区の位置及び区域	69
4. 特定事業及びその他の事業	72
5. その他	82

第4章 実現にあたって 83

1. 特定事業計画の作成 83
2. 特定事業の実施 83
3. 進捗状況の把握及び評価 84
4. 武蔵野市第五期基本構想・長期計画に基づく個別計画との連携 85
5. 国や関係自治体との連携 86

第5章 今後の展開 87

1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進 87
2. 市内全域への拡大 88
3. 新たな技術等への取組み 88
4. 基本構想の継続的な発展 89

参考資料 91

用語集 93